

復興整備計画

（第7回変更）

富岡町・福島県

平成29年10月11日

（様式第2及び様式第8の軽微な変更）

（様式第9の追加）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

富岡町の全域(別添の土地利用構想図とおり)

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 土地区画整理事業地を中心に居住環境や生活サービス機能の集約・充実を図り、高齢者や子どもに配慮した災害に強いまちづくりを進める。
- ② 防災計画及び避難計画を見直し、自然災害・原子力災害など様々な災害に対応した社会システムを構築する。
- ③ 原子力・放射線に関する教育、地震・津波など災害事象や防災・減災に関する教育を通じ災害に備える。
- ④ 新たな企業や研究機関の誘致を図り、廃炉・災害復旧関連の分野を含めた新しい産業基盤を構築する為、新たな産業団地整備を図る。
- ⑤ 原子力に依存しない新たなエネルギーを創出し、地域の復興をめざす。
- ⑥ 被災した農地の有効活用による地域産業の再生をめざすとともに、治水効果による災害の未然防止を図るため、農地の保全に努める。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から早期復興を図るため、多くの人々が交流してきた地理的優位性や本町の強みである社会インフラ（上下水道・道路・交通基盤・漁港・農地・都市施設）を最大限活用し、震災前よりも魅力ある土地利用の実現をめざす。

(2)土地の用途の概要（別添土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ① 比較的線量が低く、社会インフラが整備されている曲田・岡内地区において、富岡町再生の一步として先行的に市街地復興を進める。
- ② 役場・スポーツ施設周辺を市街地連携ゾーンとし、イノベーション・コースト構想や研究教育拠点・救急医療機関誘致など発展的な土地利用を進める。
- ③ JR富岡駅の東側一帯を復興祈念ゾーンに位置付け、地震・津波・原子力の複合災害の被災地として整備し、世界に向けて情報を発信する。
- ④ 基幹産業を担ってきた優良農地を農地の再生・活用ゾーンとし、農地再生・農産物加工、再エネ、産業集積など様々な利活用を進める。
- ⑤ 避難地と富岡町のアクセスを向上する常磐道富岡南IC(仮称)を新設し、富岡工業団地と連携した産業集積地帯としての展開を進める。
- ⑥ 観光資源である桜を有する「夜の森地区」と優良な農地を有する「小良ヶ浜地区」の再生を進め、富岡町復活の象徴とする。
- ⑦ 地域経済の活性化に欠かすことの出来ない雇用の場・交流の場の確保と企業進出の要望に早期に応えられる新たな産業団地整備を進める。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		

(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	A-1地区	事業名称：駅前門口線都市計画道路事業 事業主体：富岡町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度 種類：都市計画道路事業
	A-2地区	事業名称：駅前本町線計画道路事業 事業主体：富岡町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度 種類：都市計画道路事業
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業	B地区 (大原地区)	事業名称：廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟用地整備事業 実施主体：富岡町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	C地区 (大石原・ 下千里地区)	事業名称：大石原・下千里地区太陽光発電事業 実施主体：富岡復興エナジー合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度

	D地区 (高津戸・ 清水前地区)	事業名称：高津戸・清水前地区太陽光発電事業（第1工区～第2工区） 実施主体：株式会社さくらソーラー 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
	E地区 (杉内地区)	事業名称：杉内地区太陽光発電事業（第1工区～第2工区） 実施主体：合同会社 富岡杉内ソーラー 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度
	F地区 (大原地区)	事業名称：ふたば医療センター（仮称）用地整備事業 実施主体：富岡町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～平成29年度
	G地区	事業名称：公共災害復旧事業（再生・復興）、交付金事業（海岸）（再生・復興）毛萱仏浜地区海岸 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度
	H地区	事業名称：公共災害復旧事業（再生・復興）、交付金事業（河川）（再生・復興）紅葉川筋 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
	I地区	事業名称：道路橋りょう整備事業（再生・復興）県道広野小高線 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成32年度
	J地区	事業名称：交付金事業（河川）（再生・復興）富岡川筋 実施主体：福島県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成30年度

	K地区	事業名称：富岡産業団地整備事業（第1工区～第2・3工区） 実施主体：富岡町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成29年度～平成32年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成27年度～平成32年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	A-1地区	・都市計画（道路） 【福島県決定】	変更		90m	名称 3・4・102駅前門口線 駅前広場0.3ha追加
		A-2地区			90m		名称 3・5・107駅前本町線 駅前広場0.3ha廃止

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

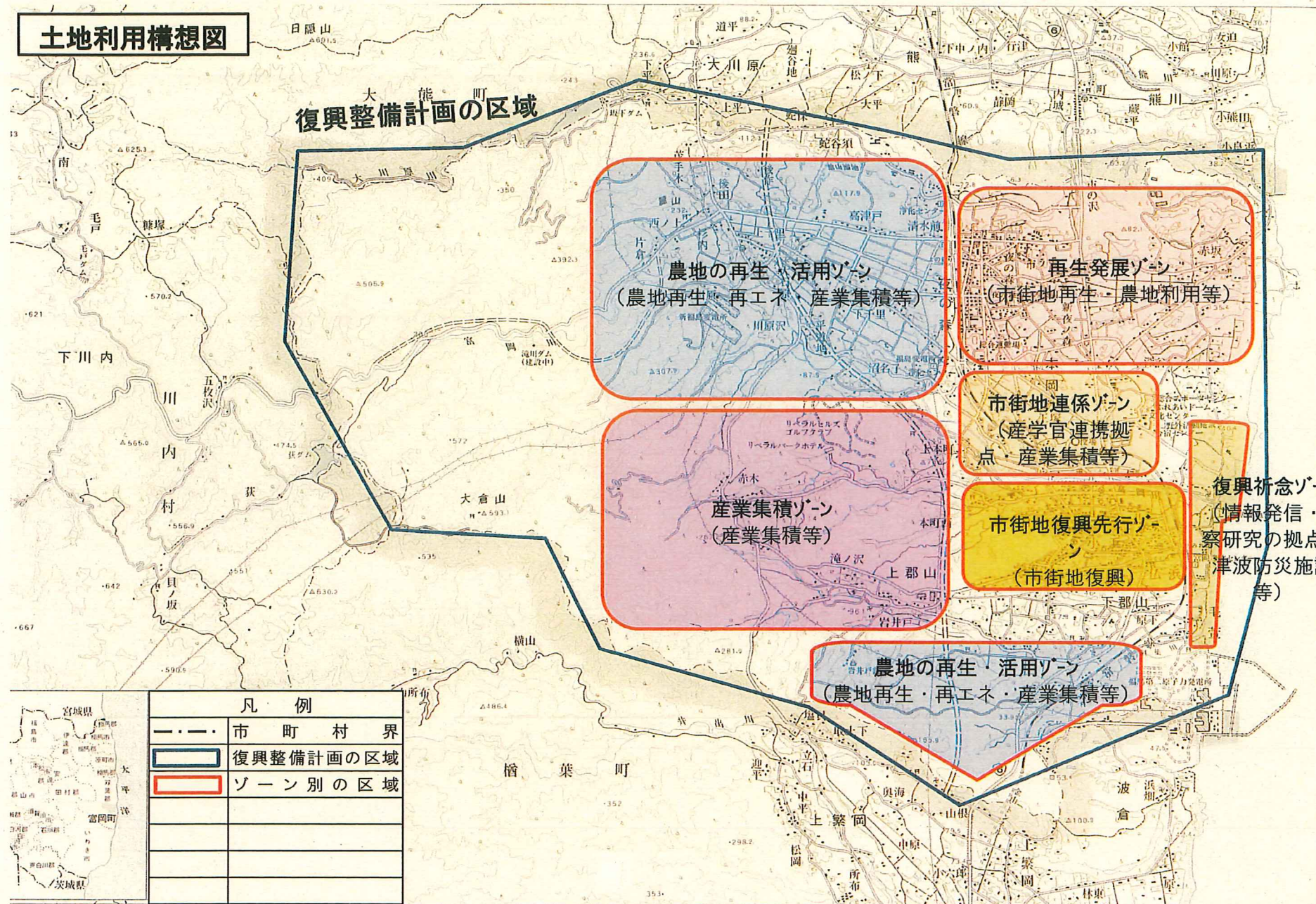
4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	B地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	C地区	○										
			○										
3	その他施設の整備に関する事業	D地区	○										
			○										
4	その他施設の整備に関する事業	E地区	○										
			○										
5	その他施設の整備に関する事業	F地区	○										
			○										
6	その他施設の整備に関する事業	K地区	○										
			○ (第1・2工区)										

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。

土地利用構想図

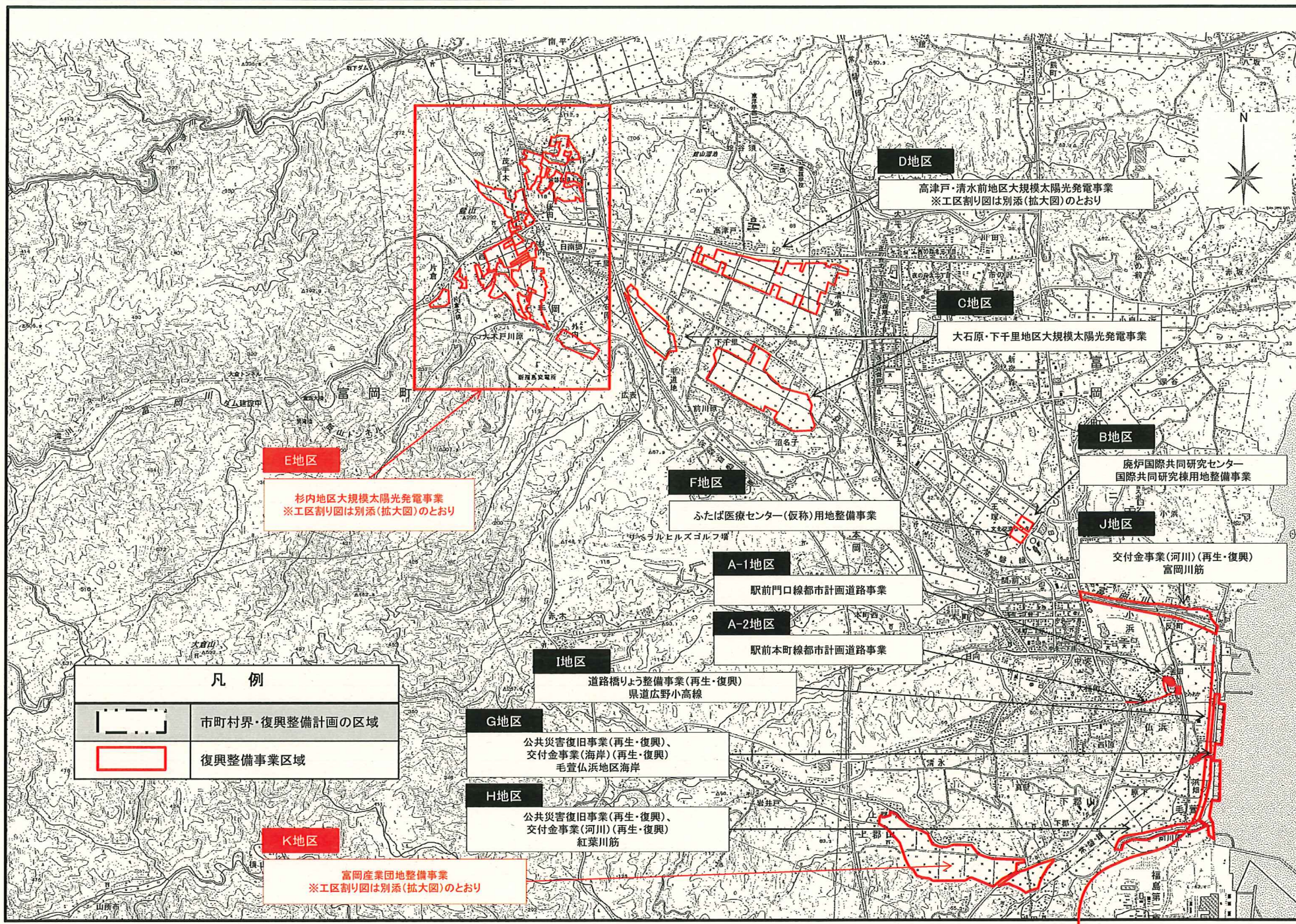
大能町復興整備計画の区域



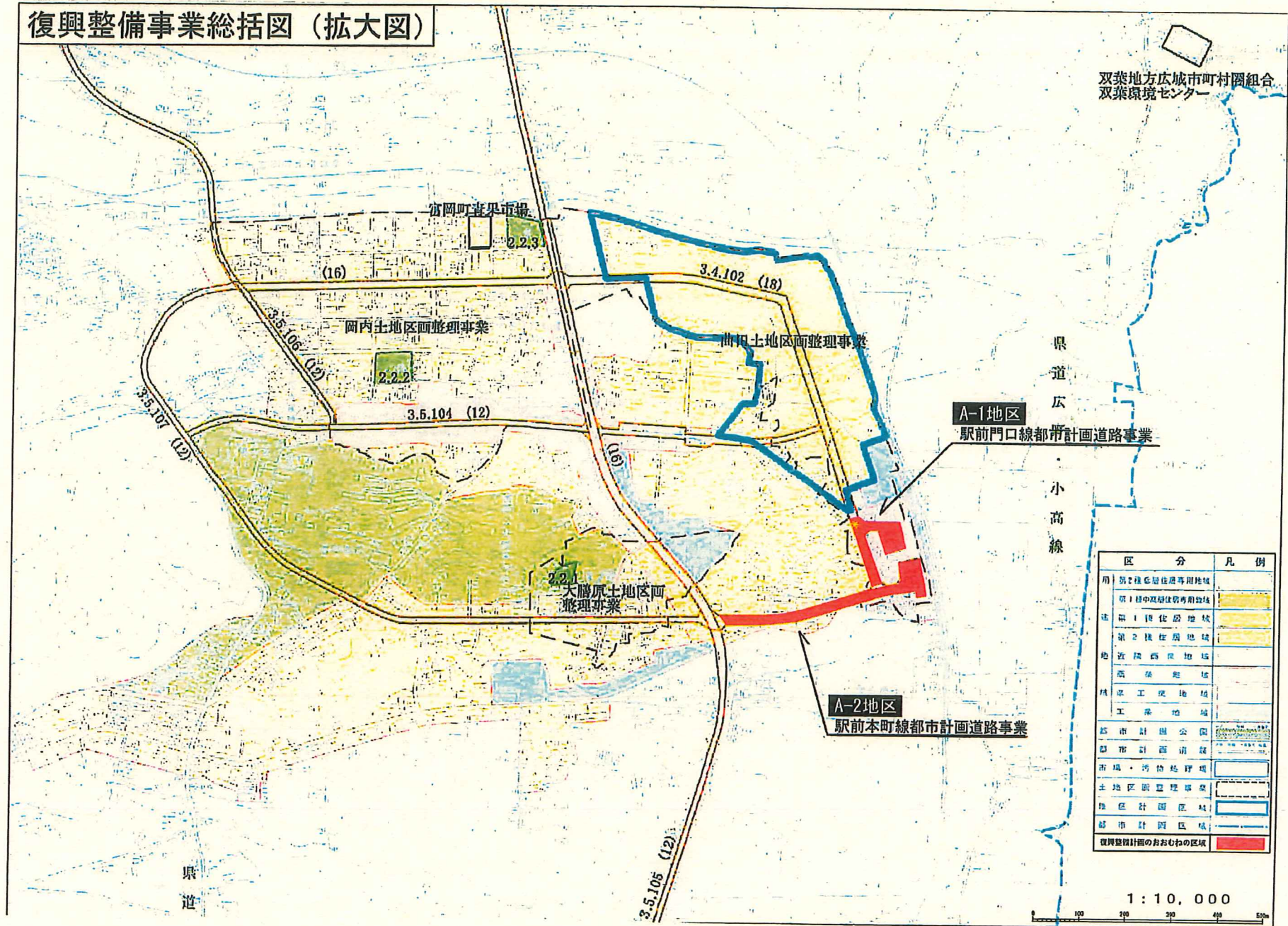
建設省国土地理院承認済
【承認番号】平十、東第...
復興祈念ゾーン
(情報発信・視察研究の拠点
津波防災施設等)

福島県双葉郡富岡町

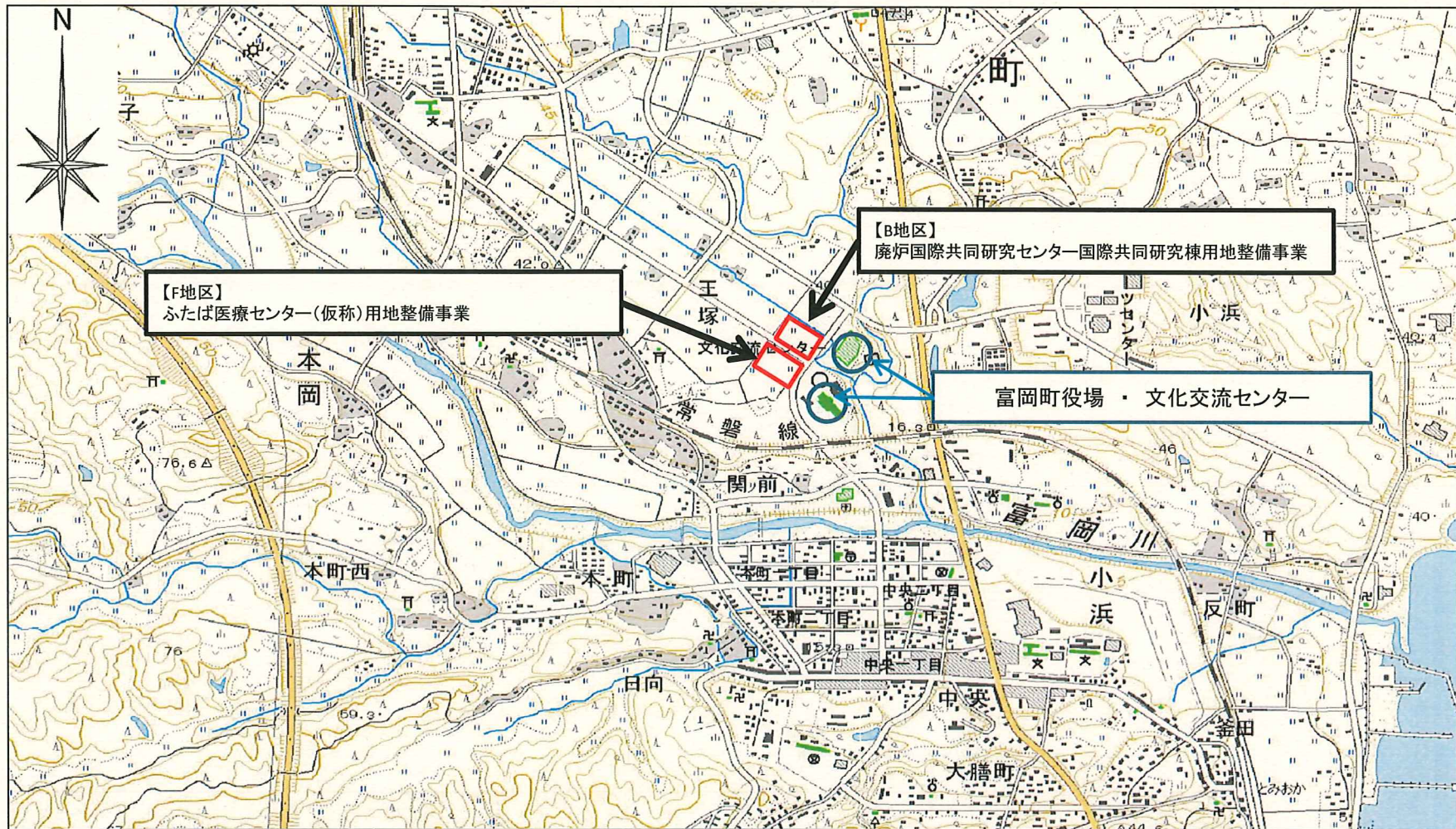
富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図



復興整備事業総括図（拡大図）

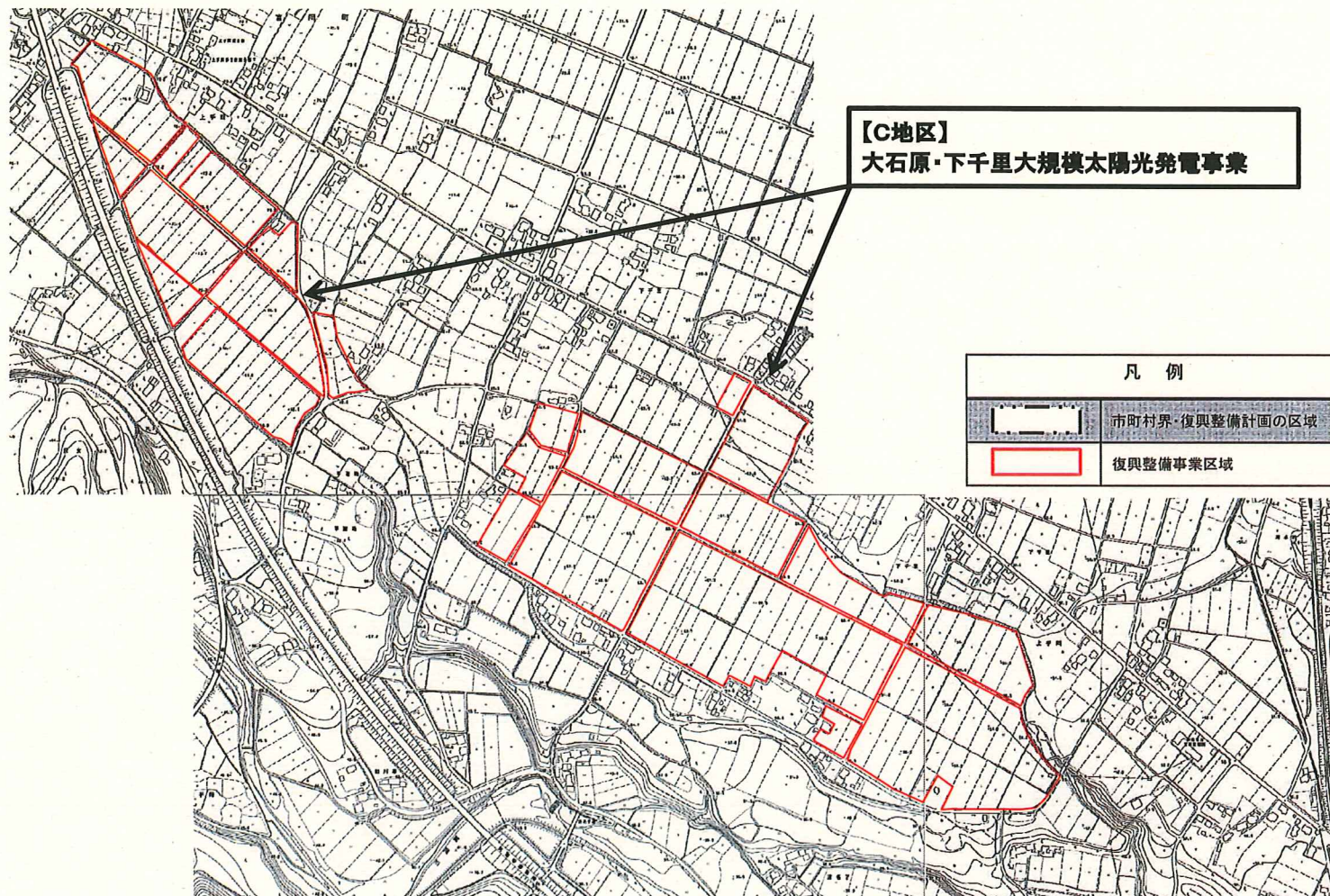


富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図（拡大図）

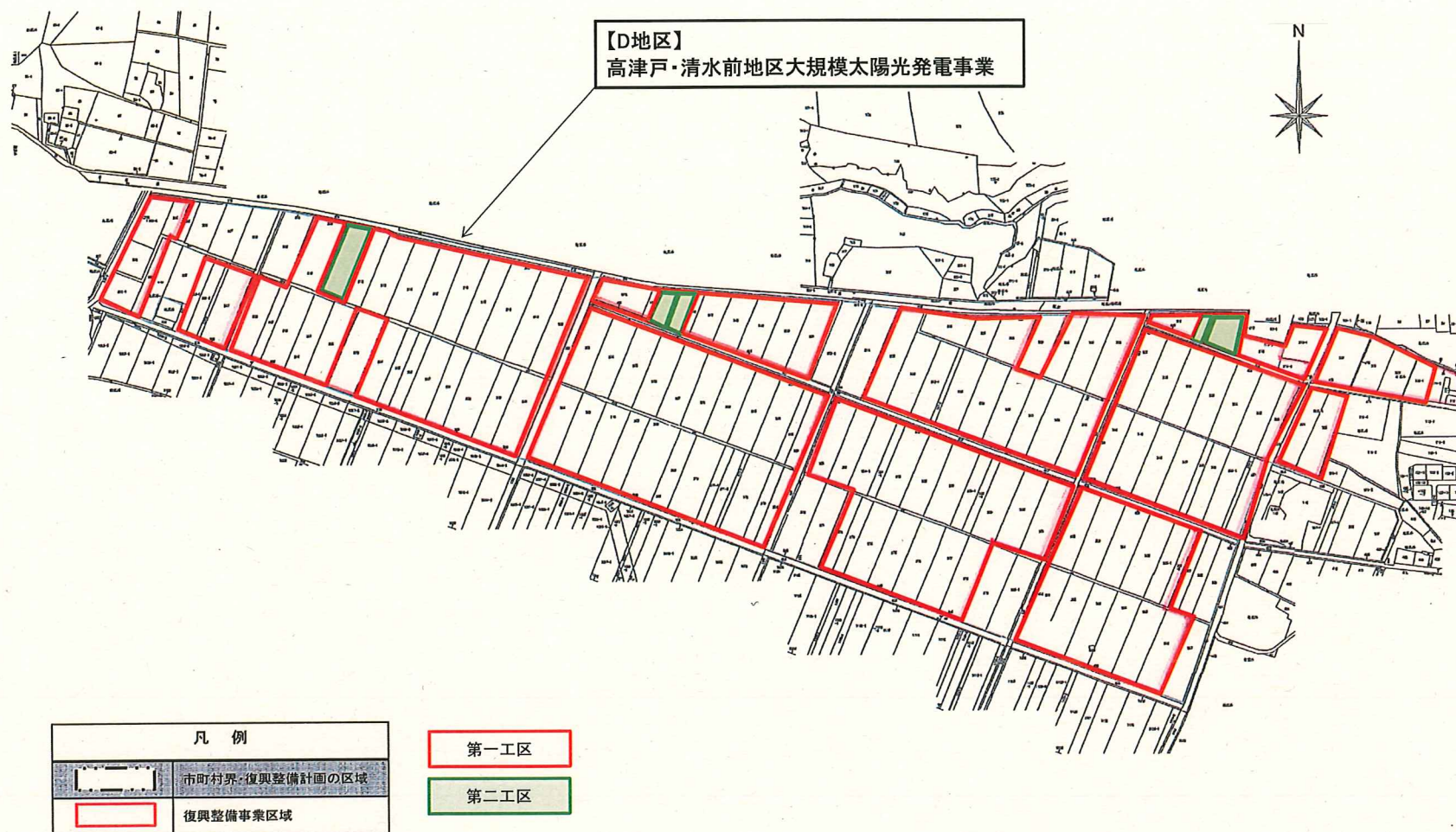


凡 例	
	市町村界・復興整備計画の区域
	復興整備事業区域

富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図（拡大図）

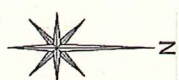
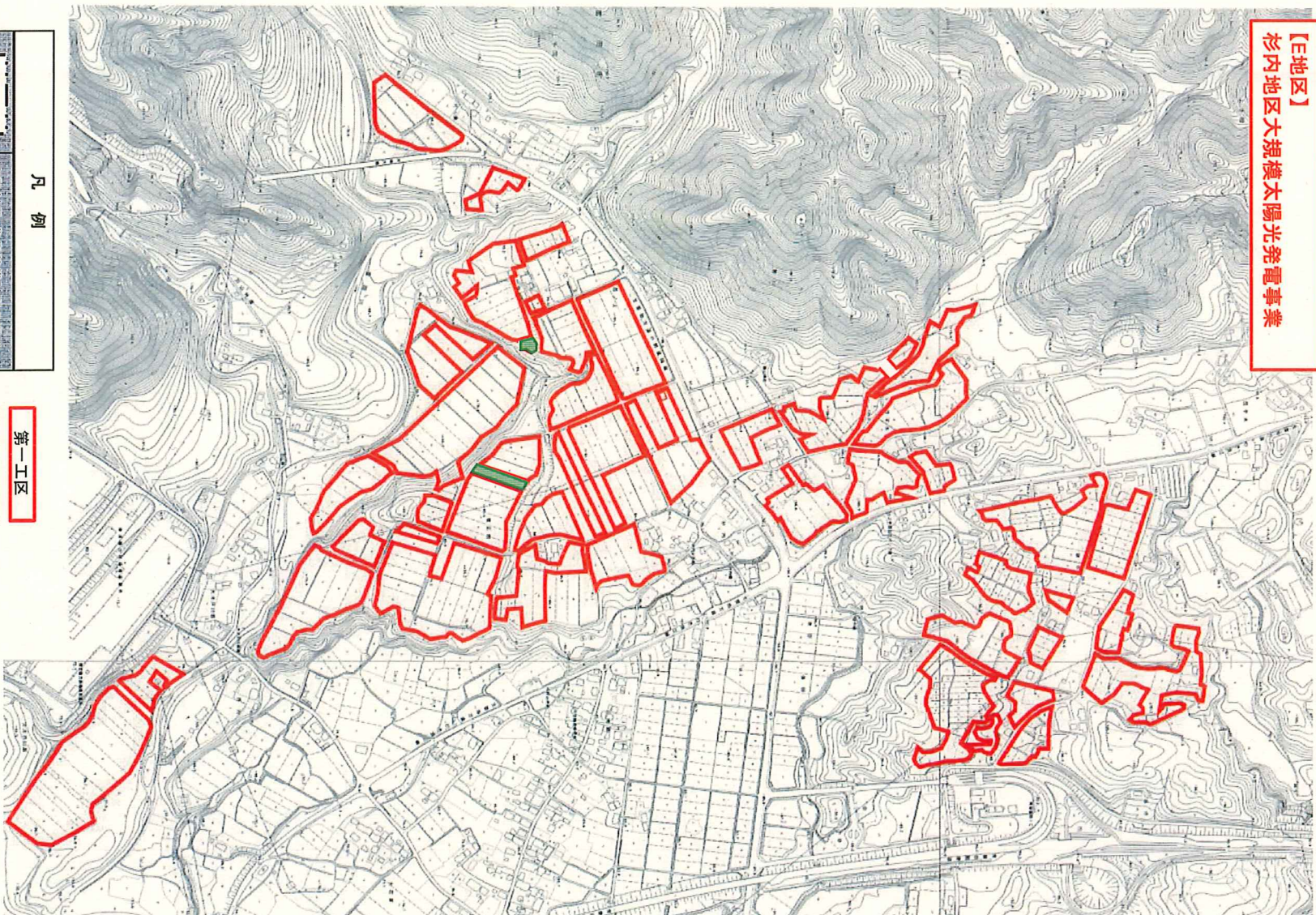


富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図（拡大図）

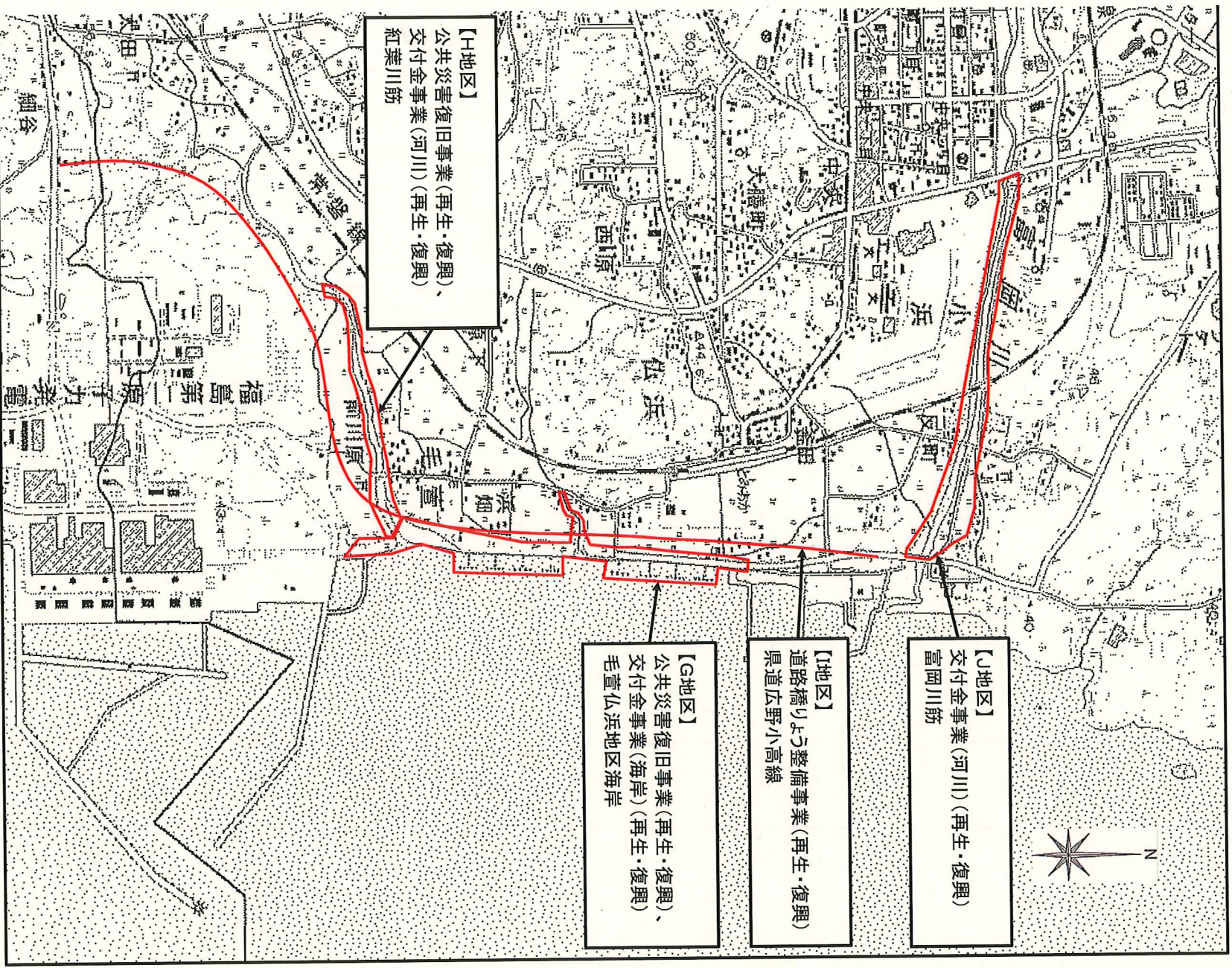


富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図 (拡大図)

【E地区】
杉内地区大規模太陽光発電事業



富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図 (拡大図)



富岡町 復興整備計画 復興整備事業総括図（拡大図）



【K地区】
富岡産業団地整備事業

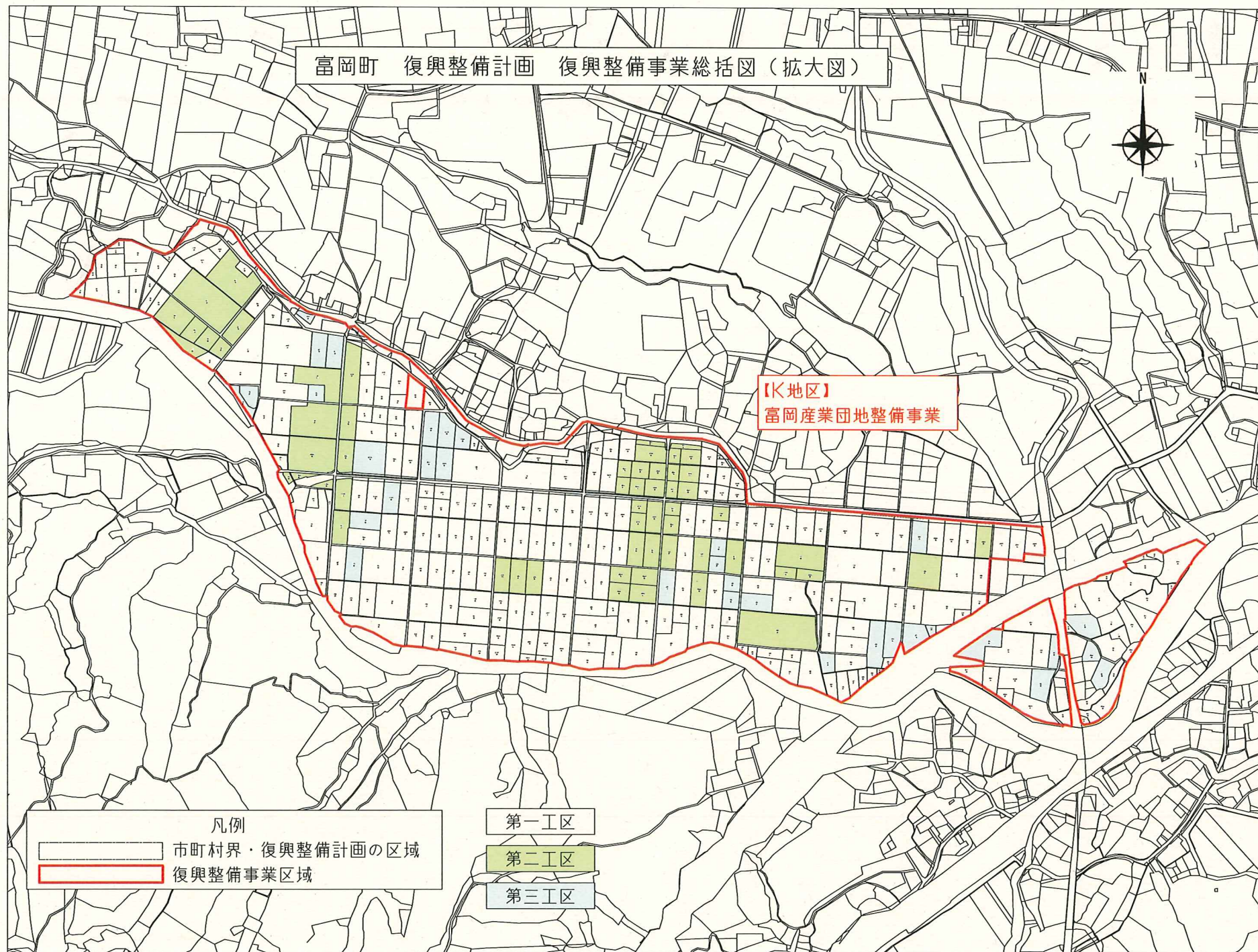
凡例

- 市町村界・復興整備計画の区域
- 復興整備事業区域

第一工区

第二工区

第三工区



様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・住民の帰還に向けた動きや富岡町の復興に係る方針の検討を踏まえて、地域の農業の復興及び発展を図るための基本的な方針について検討していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・①の農業の復興及び発展の基本的な方針を踏まえながら、今後必要な農業関係施策について検討していく。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1 の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・今後、農業者や農業関係団体の意向等を踏まえて、地域の農地の確保とその有効利用の方針について検討していく。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・大原地区の農地の一部では、原子力発電所事故収束へ向けて必要不可欠な廃炉国際共同研究センサー国際共同研究棟等及び住民の安全安心の確保と復旧復興事業の加速に必要な不可欠な二次救急医療機関「ふたば医療センサー（仮称）」を整備する用地としての土地利用（非農業的土地利用）を行う。
- ・大石原・下千里地区、高津戸・清水前地区及び杉内地区の農地の一部では、太陽光発電事業の土地利用を行い、得られた売電益の一部を最大限活用して農業の再生・再興へ向けた各種施策に取り組み、当該事業終了後については、町としての土地利用及び農業振興政策上、当該事業地を農地に戻し、更なる農業発展の実現を目指す。
- ・上郡山・太田地区においては、地域経済の活性化及び就労・交流人口の拡大を図る為に新たに産業団地を整備し、地域経済再興と地元事業者の再開・発展の場として活用する。
- ・その他の地区の農地については、復旧・復興に向けた各種計画と整合性を図りながら、農地として利用していくことを基本としつつ、今後の農業上の土地利用の方針について検討していく。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見 (法第 49 条第 2 項の規定による協議会が組織されていない場合等 (共同作成を除く。)))

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式 1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち			事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 （世帯数） の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
B	大原	その他の施設 の整備に關する 事業	廃炉国際共同 研究センター 国際共同研究 棟用地	1.2ha	1.2ha	1.2ha	1.2ha	富岡町	平成27～28年度	—	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
C	大石原・ 下千里	その他の施設 の整備に關する 事業	太陽光発電事 業用地	40.2ha	40.1ha	40.1ha	39.9ha	富岡復興エ ナジー合同 会社	平成27～29年度	—	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
D	高津戸・ 清水前 第1工区 第2工区	その他の施設 の整備に關する 事業	太陽光発電事 業用地	34.0ha	34.0ha	34.0ha	33.9ha	株式会社さ くらソーラ ー	平成27～29年度	—	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
				33.3ha 0.7ha	33.3ha 0.7ha	33.3ha 0.7ha	33.2ha 0.7ha					
E	杉内 第1工区 第2工区	その他の施設 の整備に關する 事業	太陽光発電事 業用地	42.9ha 43.0ha	37.5ha 37.3ha	41.4ha 37.3ha	31.1ha 28.3ha	合同会社富 岡杉内ソー ラー	平成27～30年度	—	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
				42.7ha 0.2ha	37.4ha 0.2ha	41.2ha 0.2ha	30.9ha 28.1ha 0.2ha					
F	大原	その他の施設 の整備に關する 事業	ふたば医療セ ンター（仮称 ）用地整備事 業	1.1ha	1.1ha	1.1ha	1.1ha	富岡町	平成28～29年度	—	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
K	上郡山・ 太田 第1工区 第2工区 第3工区	その他の施設 の整備に關する 事業	富岡産業団 地整備事業	35.0ha	29.3ha	30.8ha	30.5ha	富岡町	平成29～32年度	—	非線引き都市 計画区域の用 途地域外	
				35.3ha	29.4ha	30.9ha	30.6ha					
				26.3ha								
				26.5ha	20.7ha	22.1ha	21.9ha					
				5.9ha	5.9ha	5.9ha	5.9ha					
				8.8ha	8.7ha	8.8ha	8.7ha					
				2.8ha	2.7ha	2.8ha	2.7ha					

計				<u>154.4ha</u> 154.8ha	<u>143.2ha</u> 143.1ha	<u>148.6ha</u> 144.6ha	<u>137.7ha</u> 135.0ha					
---	--	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--

※杉内地区及び事業面積については、工区毎の端数処理の関係上、合計面積と一致していません。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等を示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名 : 大原 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
B	農業構造 改善事業	大原	富岡町 土地改良 区	78.0ha	S42- S44	1.2ha	完了	補助	営農再開・農業復興にあたっては、風評被害の払拭などの観点から、福島第一原子力発電所の廃炉は必要不可欠である。 大原地区は町の復興拠点であり行政施設が立地するなど、町全体の復興を図る上で重要な地域であることから、廃炉国際共同センター国際共同研究棟を立地する土地利用を行う。 なお、平成27年7月に完了公告した県営かんがい排水事業の受益地からの除外については、福島県を通し東北農政局と調整済である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H27.11）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H27.11）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。
	県営かん がい排水 事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	1.2ha	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

2 調整措置概要

地区名 : 大石原・下千里 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施 策 事業名	事業 地区名	事業主体	受 益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
C	団体営 圃場整備 事業	大石原・ 下千里	富 岡 町 土地改良区	22.8ha	S60-H3	40.1ha	完了	補助	太陽光発電事業は、将来の農業復興のために必要な財源を生むための方法の1つと位置付け、売電収入を活用して残される農地での営農再開及び発電事業終了後の農業再生を図るための農業復興政策を推進し、作物の高品質化・多収量化の実現を目指すものであるが当該区域以外に必要な用地を確保することが困難である。また、当該事業については、近隣に必要な関連施設を有している。 なお、平成27年7月に完了公告した県営かんがい排水事業の受益地からの除外については、福島県を通し東北農政局と調整済である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H28.2）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H27.11）及び協議（H28.2）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。
	土地改良総合 整備事業			35.9ha	S54- S58				
	県営かんがい 排水事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	40.1ha	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

2 調整措置概要

地区名 : 高津戸・清水前 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
D	団体営 圃場整備 事業	高津戸・ 清水前	富岡町 土地改良区	72.0ha	S55- S61	34.0ha	完了	補助	太陽光発電事業は、将来の農業復興のために必要な財源を生むための方法の1つと位置付け、売電収入を活用して残される農地での営農再開及び発電事業終了後の農業再生を図るための農業復興政策を推進し、作物の高品質化・多収量化の実現を目指すものであるが当該区域以外に必要な用地を確保することが困難である。また、当該事業については、近隣に必要な関連施設を有している。 なお、平成27年7月に完了公告した県営かんがい排水事業の受益地からの除外については、福島県を通し東北農政局と調整済である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H28.7）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H28.7）を行い、了承を得ている。
	県営かん がい排水 事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	34.0ha	完了	補助	なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

2 調整措置概要

地区名 : 杉内 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
E	団体営 圃場整 備事業	西ノ上	富岡町 土地改良区	20.0ha	S45- S50	9.3ha	完了	補助	太陽光発電事業は、将来の農業復興のために必要な財源を生むための方法の1つと位置付け、売電収入を活用して残される農地での営農再開及び発電事業終了後の農業再生を図るための農業復興政策を推進し、作物の高品質化・多収量化の実現を目指すものであるが当該区域以外に必要な用地を確保することが困難である。また、当該事業については、近隣に必要な関連施設を有している。 なお、平成27年7月に完了公告した県営かんがい排水事業の受益地からの除外については、福島県を通し東北農政局と調整済である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ随時説明（最終説明H28.7）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H28.7）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で事業者の指導を徹底する。
	土地改良 総合 整備事業	西ノ上		17.1ha	S59-H2	14.7ha	完了	補助	
	県営かん がい排水 事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	29.5ha	完了	補助	

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

2 調整措置概要

地区名 : 大原 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
F	農業構造 改善事業	大原	富岡町 土地改良 区	78.0ha	S42- S44	1.1ha	完了	補助	東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧復興に欠かす事の出来ない住民の安全安心の確保及び双葉郡における早期の救急医療体制確保の為、大原地区の農地の一部において、県立二次救急医療機関である「ふたば医療センター（仮称）」に係る用地を整備するもの。 なお、平成27年7月に完了公告した県営かんがい排水事業の受益地からの除外については、福島県を通し東北農政局と調整を実施中である。
	県営かん がい排水 事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	1.1ha	完了	補助	また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ説明（H28.12）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H29.1）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で必要な対策等を徹底する。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区外の農業用排水路を経由して2級河川富岡川に放流されるため、また、富岡町土地改良区管理のため池へ流入して洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障を来すことはない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農業復興政策を着実に進め農業の再生を推進するとともに、全町避難が継続する特殊な事態であることから、町の復興復旧に向けた各種計画との整合を図りながら、土地利用を検討する。

2 調整措置概要

地区名 : 上郡山・太田 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行 状況		
K	県営かん がい排水 事業	富岡	福島県	743.3ha	S62- H27	<u>30.8ha</u> 30.9ha	完了	補助	東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧復興に欠かす事の出来ない地域経済活性化の為、新たな産業集積と地元事業者の再興・発展を目的とした、雇用の場の確保及び就労交流人口の拡大を可能とする新たな産業団地を上郡山・太田地区の農地の一部において整備する。 なお、平成27年7月に完了公告した県営かんがい排水事業の受益地からの除外については、福島県を通し東北農政局と調整を実施中である。 また、当該地を本計画により事業区域から除外することについては、富岡町農業委員会へ説明（H29.8）を行っているとともに、富岡町土地改良区への説明（H29.8）を行い、了承を得ている。 なお、当該事業区域内で営農再開する農地及び区域外の農業の健全な発展に支障を来すことのないよう関係機関と調整した上で必要な対策等を徹底する。

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

雨水排水については、地区内に整備する流量調整池を経由して2級河川紅葉川に放流し、洪水調整を図る。また、周辺農地での営農に支障を来すことはないように農業用排水路の付け替え及び保全管理に関しては、関係機関と十分に協議を実施し、対応する。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

産業団地として事業が完了した場合、町の各種計画との整合を図り、新たな用途地域の設定を検討しつつ、土地利用基本計画の変更を速やかに行う。（実施時期は事業完了後となる予定）

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

農業関係施策図面 I

富岡町 ほ場整備事業 地区別位置図

【E地区】
杉内地区大規模太陽光発電事業

【D地区】
高津戸・清水前地区大規模太陽光発電事業

【B地区】
廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟用地整備事業

【C地区】
大石原・下千里地区大規模太陽光発電事業

【F地区】
ふたば医療センター(仮称)用地整備事業

【K地区】
富岡産業団地整備事業

番号	地区名	事業年度	事業名	地区面積(ha)
1	本岡	S42~44	農家構造改善事業	78.0
2	西ノ上	S45~50	団体営ほ場整備事業	20.0
3	小良ヶ浜	S50~55	団体営ほ場整備事業	74.1
4	下郡山	S50~55	団体営ほ場整備事業	61.5
5	岩井戸	S51~55	団体営ほ場整備事業	18.2
6	下千里	S54~58	団体営ほ場整備事業	35.9
7	高津戸	S55~61	団体営ほ場整備事業	72.0
8	大管	S58~63	土地改良総合整備事業	17.9
9	沼名子	S59~H元	土地改良総合整備事業	19.1
10	西ノ上	S59~H2	土地改良総合整備事業	17.1
11	大石原	S60~H3	土地改良総合整備事業	22.8
12	関ノ前	S62~H3	土地改良総合整備事業	18.6
13	諸沢	H4~9	土地改良総合整備事業	20.6
14	小浜	S63~H元	土地改良総合整備事業	3.0
15	大木戸川原	S60~61	新農家構造改善事業	3.6
16	申田	S59~60	新農家構造改善事業	7.7
17	仏浜	S57~58	農村地域定住促進対策事業	7.4
18	関根	S60~61	転作基盤合理化促進事業	1.9
19	赤木	S50	へき地農山漁村振興特別対策事業0	4.2
20	西沢	S57~58	へき地農山漁村振興特別対策事業	1.5
21	下郡	S63	町単土地改良事業	1.6

農業関係施策図面Ⅱ

県営かんがい排水事業富岡地区計画一般平面図

